

香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県知事 浜田恵造

## 香川県規則第45号

### 香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県過疎地域における県税の特別措置条例（令和3年香川県条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の記載事項等)

第2条 条例第4条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 事業の種類
  - (3) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては、前2号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項
    - ア 特別償却設備の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該特別償却設備を事業の用に供した年月日
    - イ 条例第2条第1項各号に定める算式によって計算するために必要な同項第1号の固定資産の価額又は同項第2号の従業者の数
  - (4) 条例第2条第4項の規定の適用を受けようとする者にあっては、第1号、第2号及び前号アに掲げる事項のほか、次に掲げる事項
    - ア 不動産の取得価額及び取得年月日
    - イ 土地にあっては、その所在、地番、地目及び地積並びに家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日
    - ウ 家屋にあっては、その所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
  - (5) 条例第3条の規定の適用を受けようとする者にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項のほか、畜産業若しくは水産業を行う者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数及びこれらの事業の当該年における延べ労働日数
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 条例第4条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 条例第2条第1項の規定の適用を受けようとする者にあっては、次に掲げる書類（同項の規定の適用を受けた特別償却設備に係る所得に

に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、ウ又はエに掲げる書類に限る。)

ア 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第5項において準用する同法第11条第3項又は同法第45条第4項において準用する同法第43条第2項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類

イ 法人には特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人には当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ウ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を行う法人には、当該事業年度の末日現在における条例第2条第1項第1号の固定資産の価額を証明するに足る書類

エ ウに規定する法人以外の法人又は個人には、次に掲げる書類

(ア) 県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を証明するに足る書類

(イ) 特別償却設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(ウ) 特別償却設備において業務に従事する者の配置図

(2) 条例第2条第4項の規定の適用を受けようとする者には、前号ア及びイに掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

イ 土地には、次に掲げる書類

(ア) 土地における家屋の位置を表示した配置図

(イ) 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

ウ 家屋には、その各室の面積を表示した平面図

(3) 条例第3条の規定の適用を受けようとする者には、畜産業若しくは水産業を行う者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数及びこれらの事業の当該年における延べ労働日数を証明するに足る書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の廃止)

2 香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則（平成12年香川県規則第138号）は、廃止する。